

## 徳島県企業局事業のあり方懇話会設置要綱

### （設置）

第1条 徳島県企業局が実施している事業について、今後のあるべき姿等を調査検討するため、徳島県企業局事業のあり方懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

### （所掌事務）

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について調査検討し、その結果を企業局長に報告する。

- （1）企業局事業の経営課題及び今後の方向性に関すること。
- （2）その他、目的を達成するために必要な事項。

### （組織）

第3条 懇話会は、委員7名以内とし、次の各号に掲げる者のうちから、企業局長が委嘱する。

- （1）学識経験のある者
- （2）その他企業局長が適当と認める者

2 委員の任期は、平成21年3月31日までとする。

### （座長）

第4条 懇話会に座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により定める。
- 3 座長は、会務を総理し、懇話会を代表する。
- 4 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

### （懇話会）

第5条 懇話会は、必要に応じて座長が招集し、会議を主宰する。

### （庶務）

第6条 懇話会の庶務は、企業局総務課経営企画室において処理する。

### （その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

### 附則

- 1 この要綱は、平成19年10月3日から施行する。
- 2 この要綱は、平成21年3月31日をもって、その効力を失う。